

## 栃木県トラック事業者事業継続緊急支援金交付規程

### (趣旨)

第1条 一般社団法人栃木県トラック協会（以下「協会」という。）は、栃木県トラック事業者事業継続緊急支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第1条に定める趣旨に基づき、燃料価格高騰の影響を受けている県内貨物自動車運送事業者（以下「補助対象者」という。）に対して、県民生活及び県内経済の安定を確保するため、交付要綱第8条の規定により栃木県から交付を受けた補助金の範囲内において栃木県トラック事業者事業継続緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この規程の定めるところによる。

### (事務局)

第2条 本事業における支援金の交付等に係る事務を遂行するため、協会に栃木県トラック事業者事業継続緊急支援事務局（以下「事務局」という。）を置く。

### (交付対象等)

第3条 補助対象者は、栃木県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者で次の各号を全て満たす事業者とし、補助対象車両、補助率及び単価は、別表1のとおりとする。

- 一 令和4年4月1日現在において、栃木県内で貨物自動車運送事業を行うために必要な許可又は届出等の全てを有し、申請日時点において当該事業を休業又は廃業しておらず、かつ、今後も継続する意思を有していること
- 二 栃木県内に事業所を有していること
- 三 自己または自己の法人の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 四 前号のイからキまでに掲げる者が、経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。

### (交付の申請)

第4条 支援金の交付の申請をしようとする補助対象者は、支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を事務局に対し、事務局が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 支援金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 申請車両一覧（様式第2号）
- 二 申請車両に係る車検証の写し（申請日時点で有効なもの）
- 三 その他事務局が必要と認める書類

3 事務局は、前条第1項第3号及び第4号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、知事を経由して県警本部長宛て照会することができる。

(交付金額の決定)

第5条 事務局は、支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、交付要綱第8条の規定に基づき、知事に概算払請求するものとする。

2 事務局は、前項の請求に対する支援金の支払を受けた後速やかに、補助対象者に対して支援金の交付の決定行うものとし、栃木県トラック事業者事業継続緊急支援金額決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 事務局は、前項の決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

一 補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

二 事務局は、必要に応じ、帳簿その他の関係書類の検査又は関係者への質問をすることができる。

(支援金の交付方法)

第6条 事務局は、第5条第1項の交付の決定後すみやかに補助対象者の指定する口座に支援金を振替えるものとする。

(決定の取消し)

第7条 事務局は、補助対象者が、支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第8条 事務局は、支援金の交付の決定を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第9条 補助対象者は、第7条の規定に基づく取消しにより、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を事務局に納付しなければならない。

2 補助対象者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を事務局に納付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月29日から施行し、令和4年度予算に係る支援金に適用する。

別表 1

支援対象車両	補助額	補助率
<p>補助対象者が令和4年4月1日時点で保有し、申請日時点において現に事業に供している次の各項に掲げる車両（新車の購入等で令和4年4月1日以降に車両の代替えを行った場合の代替え前後の連続性（1ヶ月以内）を証明できる車両を含む）であり、今後も継続して使用する予定であるもの。</p> <p>1 栃木県において許可又は届出された事業用自動車（三輪、二輪及び被牽引車を除く。）であり、関東運輸局栃木運輸支局（軽自動車は軽自動車検査協会栃木事務所）に登録されている車両（「宇都宮」、「那須」、「とちぎ」、「栃木」又は「栃」ナンバー）であること。</p> <p>2 燃料が軽油、ガソリン又はLPGであるもの。</p>	<p>以下の区分によることとし、同一事業者が保有する対象車両総数が100台を超える場合は、100台分を上限とする。</p> <p>また、代替え前後の車両の区分が異なる場合は、区分2の額とする。</p> <p>1 一般貨物自動車運送事業用・特定貨物自動車運送事業用の車両 1台当たり2万円</p> <p>2 貨物軽自動車運送事業用の車両 1台当たり8千円</p>	<p>定額</p>